

休眠預金活用事業 事業計画

申請事業名(主)	環境改善型農業の実証を通じた自然共生型社会構築事業
申請事業名(副)	水溶性二量体鉄塩と微生物群を活用した土壌・水質改良技術の実証

申請事業の種類1	②イノベーション企画支援事業
申請事業の種類2	
申請事業の種類3	
申請団体名	日本基金

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域①	3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動	分野①	⑥ 地域の働く場づくりの支援;⑦ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
領域②		分野②	
領域③		分野③	
領域④		分野④	

その他の解決すべき社会の課題	社会的弱者と言われる障害者や生活困窮者等が、農林水産業を通じて能力を発揮できる場を創出することで、誰一人取り残さない持続可能な共生社会の構築
----------------	--

団体の要請により、「特定の企業が持つ革新的な技術である」ため非公開とした。(JANPIA)

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
8.すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する	8.5 2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	土壌改良技術の導入により、耕作放棄地等を活用して障害者等の農業分野での就労の場の拡大を図るほか、生産性の圧倒的向上と生産者の健康的安全・食味と保
9.強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る	9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	汚水を真水に替える新技術を基盤とし、地域に応じた再生可能な自然エネルギー技術の導入により、地産地消型の分散型エネルギーシステム構築の実現を図り、災害時・緊急時におけるレジリエンスの向上
11.都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする	11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。	次世代型の水の完全循環を実現し、高い自給自足率を有するコミュニティを構築することで、高齢者はもちろんのこと、障害者や生活困窮者などを社会の一員として取り込み、支え合って
12.持続可能な消費と生産のパターンを確保する	12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。	環境改善機能を有したコミュニティを構築することで、排水やゴミなども微生物分解により自然資源の再生を促進する役割を担えることを発信し、周辺環境を持続可能な状態へと導く機能を持った街づくりを示す。

実施時期	2020年10月から2024年3月	直接的対象グループ	農地およびその環境、農産品	間接的対象グループ	農地周辺の自然環境、新規就農者、農産品の消費者
対象地域	全国	人数	3 か所	人数	多数

I.団体の社会的役割

(1)申請団体の目的
当法人は、日本の生命安全装置である自然と調和・共存することで得られる安心をベースにした幸福感をもたらす暮らしを次世代へ継承するために、多様な能力を持った「現場力」を、全方位につなげデザインしていくことで新たな共生型の社会的事業を創出し、自然と調和した日本の文化・技術・社会を国内外に伝え、現代に合った新たなデザインで、価値化することで事業を創り、社会に還元することを目的とした団体である。
(2)申請団体の概要・活動・業務
障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく農福連携の日本社会での定着を目指し、普及啓発・ブランドの確立・販路拡大・販売促進を行う共生マーケティング事業「ノウフクプロジェクト」の推進を、省庁間連携をはじめ、各都道府県、農業団体、福祉団体、企業等との連携により実施しているほか、ノウフクJASの制度化に深く関わり、録認証機関となってノウフクJASの認証業務を実施。

II.事業の背景・社会課題

(1)社会課題概要
慣行栽培による農地および周辺自然環境における土壌劣化や水質汚濁などの環境問題が発生している。一方、そのような課題を解決する「環境改善型農業」を里地里山で実践する上でも技術的、生産性等の障害の大きさからその実践が進んでいない問題もある。こうした問題は、人口減少や高齢化の進展、産業構造の変化と相まって、人間社会と自然環境が調和した自然共生社会として位置づけられている里地里山の存続を危うくしている。
(2)社会課題詳述
慣行栽培による農地環境の劣化とその解決方法としての「環境改善型農業」の普及展開上の課題は以下の3つである。 ① 慣行栽培における施肥に伴う肥料成分の余剰分の不適切な処理は、地下水等の水質汚濁原因となるほか、化学肥料への依存による土壌劣化、不適切な農薬使用による周辺自然生態系への影響などが懸念されている。さらに、農地における土壌有機物含有量の減少、基やリン酸などの養分の過剰や塩基バランスの悪化が懸念されており、作物生産機能、炭素貯留機能、物質循環機能、水・大気の浄化機能、生物多様性の保全機能の損失や低下などの問題が指摘されている。 ② 有機栽培の場合、面積当たりの収量が低く、農家の収益が安定しない。特に地域の大部分を占める中山間地域では農業の大規模化はできないため慣行栽培による農業の収益化も難しく、有機栽培では尚更収益化が難しいのが現実である。したがって、農業のイメージが悪く（儲からない、環境負荷が高い、農薬による健康被害懸念）、農業の後継者や新規就農（特に有機農業の新規就農）が増えない原因となっている。 ③ 有機農業に適した土地が少なく、農地転換にも時間と労力がかかるため、「環境改善型農業（あるいは有機農業）」を志向する農家に対して土地が足りていない。営農できる農地が不足しているので、有機農業の新たな担い手が育たない、という悪循環が発生している。農地転換を短期間に実施できる土壌改良と排水管理技術（バイオ）の革新的な技術はすでに世の中にあるが、その存在が知られておらず埋もれている技術がたくさんある。しかし、それらの技術を適切な農地で実証する試みは、初期資金のハードルと技術と担い手をマッチングする機能の欠如により実現されてこなかった。

(3)課題に対する行政等による既存の取組み状況
農林水産省において環境保全型農業や有機農業などの推進は行っているが、今回の社会課題等はこれらの取組を行っている上で生じているものであり、行政における取組実績はない。
(4)課題に対する申請団体の既存の取組状況
地域において農業と福祉双方が「Win-Win」の関係を構築することにより、分断された結びつきを「福祉」を通して再生し、地域の暮らしと経済づくりを支える取組として農福連携の取組みが全国的に進んでおり、農福連携の取組みが持続可能な地域共生社会の実現に寄与することが期待できることから、当法人は農福連携協会と共に農水省、厚労省など関係府省や地方自治体とも連携して、農福連携のプラットフォームづくりに取り組んできた。
(5)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義
里山の再生は100年先の国民への投資になる為、短期的な利潤や経済合理性のみから判断する市場の力のみでは課題解決は困難である。一方、革新的な技術の実証という不確実性の高い分野に大胆に投資を行うことで社会的インパクトの最大化を目指す取り組みは、行政ではそのリスクを取りにくい点で実施が困難であり、休眠預金でこそ実現可能な極めて意義の高い事業である。

Ⅲ.申請事業

(1)申請事業の概要
革新的な土壌改良、排水管理技術の実証を通じて環境改善型農業を実践しようとする農業法人等を全国から公募、選定する。選定のポイントは、実証後のモデルとしての展開可能性を考慮して、①水田（稲作）、②畑作（中山間地域）、③畑作（都市近郊）の３パターンから選定する。選定した団体へは資金的支援として実証資金を提供（３地域へ総額約1.5億円）する。想定資金使途は、実証に必要な土壌活力剤購入や排水管理技術導入費用および農業従事者の人件費などを想定している。さらに、それら実証の支援と実行団体の将来的な自立を支援するための非資金的支援として、①革新的な土壌改良、排水管理技術の目利きと実証地に適した技術の紹介、マッチングを行う。なお、本事業では[redacted]土壌改良技術と[redacted]残渣を液肥にし、汚水を真水に替える水質改善技術の活用を予定している。その他②実行団体が本事業の支援を受けて自立できるような出口戦略構築の伴走支援（販路開拓など）、③実証地間の相互の学び合いの機会の創出や実証で得られた知見の横展開の仕組みづくりの３つの支援を行う事業である。

(2)インプット							
資金	①事業費	内訳：実行団体への	管理的経費	②プログラム・オフィサー関連経費	③評価関連経費	④助成金申請額	⑤補助率
	(自己資金含む)	助成金等充当額					
	¥176,665,000	¥154,000,000	¥22,665,000	¥20,512,000	¥3,570,000	¥199,747,000	94.9

(3)活動(資金支援)	時期
事業活動 0年目	実証事業の準備期間。対象となる農地の選定（５反を予定）、排水プラント設置場所選定。農地環境（土壌および排水）、農業排水下流域の事前調査・分析（分析項目：残留農薬、重金属などを想定）。技術指導を受けながら土壌改良と排水処理を開始（改良期間：６ヶ月）。
事業活動 1年目	農地環境（土壌および排水）、農業排水下流域の事後調査・分析（分析項目：残留農薬、重金属などを）。環境改善を確認後、作物の作付け開始。排水管理により得られる液肥を活用しながら、環境改善型農業の実践を開始（有機栽培）。農業生産活動と並行して、資金分配団体（当法人）が伴走支援を受けながら、農産品の地域内での販路開拓などを実施（当法人がネットワークを有する大手飲食店への販売やECサイトでの直販などを想定）
事業活動 2年目	環境改善型農業の実践を拡大（有機栽培）。２年目は収量が前年比120%になる予定。農業生産活動と並行して、資金分配団体（当法人）が伴走支援を受けながら、農産品の地域内での販路開拓などを実施（当法人がネットワークを有する大手飲食店への販売やECサイトでの直販などを想定）。環境改善型農産品としての付加価値により取引単価も増加できる見込み。
事業活動 3年目	環境改善型農業の実践の最終年（有機栽培）。３年間で新規就農者では達成できない収量が確保でき、環境改善型農産品という高付加価値商品とそれらを安定的に納品できる販路が確立されることで、支援終了後は自立した環境改善型農業の継続が可能になる状態を目指す。また、３年目は、実証事業の経過や成果を他地域に展開するべく当法人が用意する知見の横展開の仕組みづくりに協力してスケールアウトを行う（交流イベント等）。

(4)活動(組織基盤強化・環境整備(非資金的支援))		時期
事業活動 0年目	実証事業の準備期間。対象となる農地に最適な土壌活力剤と排水プラントの選定と導入支援を専門家と連携しながら実施。専門家による技術指導をアレンジしながら支援を行い土壌改良と排水処理を開始（改良期間：6ヶ月）。	2020年10月～2021年3月
事業活動 1年目	環境改善を確認後、作物の作付け計画を実行団体と検討し作付け支援。専門家による技術指導をアレンジしながら環境改善型農業の実践開始を支援（有機栽培）。農業生産活動支援と並行して、農産品の地域内での販路開拓などを伴走支援（当法人がネットワークを有する大手飲食店への販売やECサイトでの直販などを想定）。	2021年4月～2022年3月
事業活動 2年目	環境改善型農業の実践の拡大を支援（有機栽培）。2年目は収量が前年比120%になる予定。専門家による技術指導をアレンジしながら環境改善型農業の実践拡大（有機栽培）。農業生産活動支援と並行して、農産品の地域内での販路開拓などを伴走支援（当法人がネットワークを有する大手飲食店への販売やECサイトでの直販などを想定）。	2022年4月～2023年3月
事業活動 3年目	環境改善型農業の実践の最終年（有機栽培）。3年間で新規就農者では達成できない収量が確保でき、環境改善型農産品という高付加価値商品とそれらを安定的に納品できる販路が確立されることで、支援終了後は自立した環境改善型農業の継続が可能になる状態を目指して支援を行う。また、3年目は、実証事業の経過や成果を他地域に展開するべく当法人が用意する知見の横展開の仕組みづくりに実行団体に協力してもらいスケールアウトを行う（交流イベント等）。	2023年4月～2024年3月

(5)短期アウトカム(資金支援)	指標	初期値/初期状態	目標値/目標状態	目標達成時期
対象地（3箇所）において、土壌改良、排水処理により農地環境が改善する（土壌、水質）	残留農薬、重金属、腐食率など	有機農業には適さないレベル（慣行農業により劣化した農地を想定）＊事業開始0年度に事前調査実施	残留農薬や重金属が国が定めた各種基準以下に減少。さらに、有機栽培で収量が短期間に増加するレベルに腐食率等が向上。	・土壌環境の改善：6ヶ月 ・腐食率等の向上：1年目から年を経る毎に向上
対象地（3箇所）の農業排水下流域の水質改善	健康項目、生活項目など	慣行栽培や畜産業からの排水による水質汚濁が想定される。事業開始0年度に事前調査実施	水質汚濁防止法各種基準以下に減少	水質環境の改善：6ヶ月
対象地（3箇所）において、環境改善型農業が実施されることで生産される農産品の増加（野菜、米）	農産品の生産量、売り上げ	環境改善型農業の実施前なので0（ゼロ）	・野菜の場合：一反レタス600箱×3000円＝180万円 （5反）年間900万円収入 ・お米の場合：一反＝43万円 （5反）年間215万円収入	・2年目修了時点で目標値の達成を目指す

(対象地域)において、(〇〇の活動結果)により、(対象グループ)が(x x x)になる。				
(対象地域)において、(〇〇の活動結果)により、(対象グループ)が(x x x)になる。				
(対象地域)において、(〇〇の活動結果)により、(対象グループ)が(x x x)になる。				
(対象地域)において、(〇〇の活動結果)により、(対象グループ)が(x x x)になる。				

(6)短期アウトカム (組織基盤強化・環境整備支援(非資金的支援))	指標	初期値/初期状態	目標値/目標状態	目標達成時期
革新的な土壌改良、排水管理技術の成果が証明される（タイプの違う3種類の農地において）	残留農薬、重金属、腐食率など	有機農業には適さないレベル（慣行農業により劣化した農地を想定）＊事業開始0年度に事前調査実施	残留農薬や重金属が国が定めた各種基準以下に減少。さらに、有機栽培で収量が短期間に増加するレベルに腐食率等が向上。	・土壌環境の改善：6ヶ月 ・腐食率等の向上：1年目から年を経る毎に向
環境改善型農業での新規就農者の増加（3箇所＊2名）	就農人数	環境改善型農業の実施前なので0（ゼロ）	1箇所あたり2名の就農を目標にする（3箇所で6名）	1年目から1箇所あたり2名就農を実現する
対象地（3箇所）において、環境改善型農業が持続可能な形で自立できている	農産品の生産量、売り上げ	環境改善型農業の実施前なので0（ゼロ）	自立して継続できる収益の確保が目標 ・野菜の場合：一反レタス600箱×3000円＝180万円 （5反）年間900万円収入 ・お米の場合：一反＝43万円 （5反）年間215万円収入	・2年目修了時点で目標値の達成を目指す
（対象地域）において、（〇〇の活動結果）により（x x x）になる。				
（対象地域）において、（〇〇の活動結果）により（x x x）になる。				
（対象地域）において、（〇〇の活動結果）により（x x x）になる。				

(7)中長期アウトカム
・事業終了後5年後に対象地（3箇所）で実行団体の農地拡大と新規就農者の増加により、環境改善型農業に取り組む農業従事者が10倍になっており、農業従事者のなかに社会的弱者と言われる障害者や生活困窮者等の割合が増加している。 ・事業終了後5年後には、対象地（3地域）をモデルとした同様の取り組みが民間のインパクト投資を受けながら全国で20箇所以上で展開されており、展開地域では高い自給自足率と環境改善機能、資源循環機能を有した災害時・緊急時におけるレジリエンスの高いノンインフラでの持続可能な都市・地域のモデルもなっている。

IV.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	3地域に1団体ずつ合計3団体を想定している。
(2)実行団体のイメージ	実行団体は、実証後のモデルとしての展開可能性を考慮して、①水田（稲作）、②畑作（中山間地域）、③畑作（都市近郊）の3パターンから対象地域、団体を選定する。実行団体は、有機農業にすでに取り組んでいる、またはこれから取り組もうと考えている農法法人や「農」を中心に地域まちづくりなどを行っている企業やNPO法人等を想定している。
(3)1実行団体当り助成金額	1団体当たり4,000万円～5,000万円
(4)助成金の分配方法	助成金の想定される使途が資材購入や設備導入、人件費などになるため、実行団体の負担軽減の観点から各事業年度の始めに1年分の助成金を分配し、事業報告と会計報告をもとに年度毎に精査を行う方法を想定している。
(5)案件発掘の工夫	当法人は全国の有機栽培や自然栽培を行っている団体や「農」を中心に地域まちづくりを行っている団体等のネットワークを有しているため、それらのネットワークへの情報発信を通じて案件発掘を行う。

V.評価計画

項目	事前評価	中間評価	事後評価
提出時期	2021年3月	2022年3月、2023年3月	2024年3月
実施体制	事務局長、プログラムオフィサー（PO）、外部委託者（合同会社シッカイヤ 代表 鴨崎貴泰）で実施予定。事務局長およびPOは社会的インパクト評価および社会調査のトレーニングと実務経験を有する他、業務の一部を委託予定の合同会社シッカイヤ 代表 鴨崎貴泰は社会的インパクト評価の第一人者であり、評価実施体制としては十分である。	務局長、プログラムオフィサー（PO）、外部委託者（合同会社シッカイヤ 代表 鴨崎貴泰）で実施予定。事務局長およびPOは社会的インパクト評価および社会調査のトレーニングと実務経験を有する他、業務の一部を委託予定の合同会社シッカイヤ 代表 鴨崎貴泰は社会的インパクト評価の第一人者であり、評価実施体制としては十分である。	事務局長、プログラムオフィサー（PO）、外部委託者（合同会社シッカイヤ 代表 鴨崎貴泰）で実施予定。事務局長およびPOは社会的インパクト評価および社会調査のトレーニングと実務経験を有する他、業務の一部を委託予定の合同会社シッカイヤ 代表 鴨崎貴泰は社会的インパクト評価の第一人者であり、評価実施体制としては十分である。
必要な調査	文献調査;アンケート調査;ワークショップ;関係者へのインタビュー;フォーカスグループディスカッション;ケーススタディ;直接観察;定量データの収集	文献調査;アンケート調査;ワークショップ;関係者へのインタビュー;フォーカスグループディスカッション;ケーススタディ;直接観察;定量データの収集	文献調査;アンケート調査;ワークショップ;関係者へのインタビュー;フォーカスグループディスカッション;ケーススタディ;直接観察;定量データの収集
外部委託内容	アンケート調査;ワークショップ;ケーススタディ;直接観察	アンケート調査;ワークショップ;ケーススタディ;直接観察	アンケート調査;ワークショップ;ケーススタディ;直接観察

VI.事業実施体制

(1)事業実施体制	事業実施体制については、事業責任者を外部から招聘し、事業責任者を中心に専務理事及び理事並びに事務局長が事業の実質的な運営を行うほか、資金管理や資金運用等については公認会計士を配置する。また、新たな技術導入を図ることから、実行団体から提案のある技術が適正かどうかの判断を行う技術アドバイザーチームを外部に設ける。更に事業評価を的確に行うために評価外部委員を設け、事業責任者と事務局長で評価を行う。
(2)コンソーシアム利用有無	コンソーシアムで申請しない
(3)メンバー構成と各メンバーの役割	当法人においては専務理事及び理事並びに事務局長が中心となって事業運営を行うほか、事業責任者については外部から専門家を採用して事業の実施に当たることとする。また、実証レベルの新たな技術導入を図ることからこうした技術を見極めることのできる技術アドバイザーチームを外部に設ける。更に事業評価を的確に行うために事務局長、事業責任者、評価外部委員から評価体制を構築して的確な事業運営を図ることとしている。
(4)ガバナンス・コンプライアンス体制	当法人の経営方針等の重要事項に関する意思決定及び監督については理事会が担い、監査については監査規程に基づき監事が実施することとしている。また、当法人は、企業活動における法令遵守、公正性、倫理性を確保するためにコンプライアンス担当理事を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、ルール違反の疑いがある情報の通報についてはコンプライアンス統括責任者が対応することとしている。
(5)リスク管理	本事業は、新たな技術を複数組み合わせる行うことから、実行団体に対する助成金の活用による助成等の事業を適正かつ確実に実施することができないといったリスクが生じるおそれが考えられるため、こうしたリスクが発生しないよう、実行団体が有する新たな技術を導入した場合のリスクの影響度や発生確率等のリスク分析を行った上で、本事業へのリスク評価を実施し、リスクコントロールなどのリスク対応を実施する。

VII.出口戦略と持続可能性

(1)資金分配団体	本事業を通じて実証したモデルを全国に展開するために、事業資金は民間の金融機関や一般投資家からのインパクト投資で調達する予定であり、革新的な土壌改良、排水管理技術の技術の紹介、マッチングや農産品の販路開拓支援を通じたコンサルティング、手数料等の事業収益をもとに事業の自走化を予定している。
(2)実行団体	本事業を通じて支援する実行団体は、3年間で新規就農者では達成できない収量が確保でき、環境改善型農産品という高付加価値商品とそれらを安定的に納品できる販路が確立されることで、支援終了後は自立した環境改善型農業の継続が可能になる状態を目指す。 収益目標 ・野菜の場合：一反レタス600箱×3000円＝180万円 （5反）年間900万円収入 ・お米の場合：一反＝43万円 （5反）年間215万円収入

VIII.広報、外部との対話・連携戦略

(1)広報戦略
広報戦略については、まず社内で、PRする目的、テーマ、メッセージ性、PR期間等の広報計画を立てた上で、当法人が中心となって構築した農福連携のプラットフォーム及び当法人が有するネットワークを通じて効果的な広報を行うほか、①テレビ取材等、マスメディアを活用した映像での広報、②現地見学会の開催、自社のホームページで拡散を行うことなどにより、当該事業が、持続可能で安全・安心なコミュニテづくりにへとつながることを広くアピールする。
(2)外部との対話・連携戦略
当該事業は全国3か所で実施する予定であり、企業等有する技術について詳しい技術アドバイザーチームを中心に企業や団体等の当該事業への参画を促すほか、市町村や地域関係者等については代表理事及び専務理事、技術アドバイザーチームが中心となって地域との対話を定期的に行い、課題や効果等について共通認識の構築を図ることで、実行団体が当該事業を円滑に行えるような支援を行っていくこととする。

IX.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果
助成事業の実績なし
(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等
高齢化や、これに伴う地域の過疎化が進む中で、我が国の農業生産額の4割以上を占める中山間地域を中心に農林水産業が衰退するだけでなく、将来的にはこうした地域のコミュニティも維持できなくなる現状において、当法人では農福連携の取組みに注目し、農福連携協会と共に農水省、厚労省など関係府省や地方自治体とも連携して、農福連携のプラットフォームづくりを行ってきた。農福連携は、地域において農業と福祉双方が「Win-Win」の関係を構築することにより、分断された結びつきを「福祉」を通して再生し、地域の暮らしと経済づくりを支える取組であり、当法人と日本農福連携協会が車の両輪となって、セミナーやフォーラム、マルシェ等を通じて農業と福祉を結びつける事業を展開するとともに、農福連携が地域や農業、障害者に及ぼす効果などについても有識者と連携して調査研究を行ってきた。また、農福連携で生産された農産品等については、販路確保を課題にあげる福祉事業所が多いことから、農福連携農産品等のブランド力を高めるため、ノウフクJASの規格提案を農林水産省に対して行い、2019年3月に「障害者が生産行程に携わった食品の農林規格」として制度化させるとともに、登録認証機関として認証業務を行ってきた。更に昨年菅官房長官をヘッドに関係府省及び有識者から構成される農福連携等推進会議が取りまとめた農福連携等推進ビジョンに基づき、農福連携を国民運動として展開していくために、経済界、福祉団体、農林水産業団体等から構成される農福連携等応援コンソーシアムが設立され、当法人は農林水産省からの委託を受けて当該コンソーシアムの事務局として、ノウフクアワード等の事業を行うこととしている。農福連携は、地域再生と持続可能な共生社会の構築に貢献し、SDGsの「誰一人取り置き去りしない」といった理念にも通じる取組であり、その農福連携の推進に当法人は大きな役割を果たしてきた。

X.申請事業種類別特記事項

(1)草の根活動支援事業	
(2)ソーシャルビジネス形成支援事業	
(3)イノベーション企画支援事業	特になし
(4)災害支援事業	

以 上